

令和 3 年（行ウ）第 7 号町議会議員懲罰処分取消等請求事件

原告 土屋由希子

被告 湯河原町

5

準備書面 1

令和 3 年 8 月 2 3 日

横浜地方裁判所第 1 民事部合議 B 係 御中

10

被告訴訟代理人

弁護士 川 島 清 嘉



同 川 島 志 保



15

同 中 村 真由美



同 原 田 隆之介



20 本準備書面 1 には、原告準備書面（1）に対する認否と簡単な反論を記載する。
なお、原告準備書面（2）は、主として本件事案についての原告の意見を記載した
たものなので、項目ごとの認否をせずに、別途、原告の意見に対応する被告の意見
を記載した準備書面 2 を提出することとした。

25

【原告準備書面 1 に対する認否】

第 1 について

1 は認める。

但し、(1) について、湯河原町議会において W e b 上で会議録を公開した
5 のは平成 1 2 年からであり、それ以前については確認ができない。

2 は認める。

3 について

(1) のうち、第一文は認め、第 2 文は意見であるので認否しない。

(2) は不知。

10 (3) は争う。

(4) は不知。

4 について

(1) のうち、第 1 段落は否認し、第 2 段落は認める。

平成 1 3 年 3 月に収納対策特別委員会が閉じた後も、町税を所管する
15 総務文教常任委員会、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会等
において、町税の滞納に関する質疑応答がされている。

(2) は認める。

(3) のうち、第一文は認め、第 2 文は争う。

(4) のうち、最終文(露木総務部長の答弁の趣旨)は争い、その余は認める。

20 なお、9 条 1 項 4 号は、9 条 2 項 4 号の誤りと思われる。

5 について

(1) のうち、第一段落は否認し、その余は認める。

少なくとも、平成 1 9 年 8 月 1 7 日開催の総務文教・福祉常任委員会の秘
密会において、「高額滞納者に関する資料」が提供された事例がある。

25 (2) 及び (3) は認める。

(4) のうち、第一文は秘密会における議論なので認否せず、その余は認める。

(5)のうち、「全く漠然とした内容であった」との意見については争い、その余は認める。

6について

5 (1)ないし(4)は概ね認める。但し、別表1の記載事項について、下表のとおり誤りがあると思われるので指摘する。なお、番号4については、所要時間50分は110分の誤りと思われる。所用時間については、他にも記録と整合しないものがあるが、僅かの誤差なので指摘は省略する。

番号	誤	正
4	A	A B C
6	資料自体は個人情報含まず	資料提供した事実はあるが、どのような資料を配布したか不明
9	資料自体は個人情報含まず	資料を提供したか否か不明
1 3	A	A b
2 2	A	A b C
2 5	A	A D

(5)のうち第一段落及び第二段落は認め、その余は争う。

10 資料のボリュームは、秘密会によって異なるはずである。また、資料のボリューム及び秘密会の開催時間だけから、秘密会における議論の当否を判断することはできない。

(6)のうち、ウの「わが意を得たと言わんばかりに」は意見であるので認否せず、その余は認める。なお、第一段落末尾の甲23は甲33の誤りと思われる。

15 (7)は争う。

第2について

1は認める。

2について

(1) は認める。

(2) のうち、第一文は認め、その余は否認又は争う。

平成27年7月17日の会議録には、当時の秘密会で配布された資料の
回収に関する発言が記録されているが、この記録から、他の秘密会におい
5 ても同様の方法がとられていたと推測することはできない。

(3) のうち、第一文は認め、その余は否認ないし争う。

第3について

1 については認否しない。

10 2 について

(1) 昭和49年の自治省総務局長通知に原告主張の記載があることは認め、そ
の余は争う。

この通知は、地方公共団体が公文書公開条例や個人情報保護条例を制定す
る以前の時代に出された「地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務」
15 に関する通知であって、法109条4項が個人情報保護条例9条2項1号の
「法令等」に該当することを否定する趣旨のものではない。

なお、議会の法98条1項に基づく議会の検査権と秘密事項の取扱いと
の関係が問題となる事例の行政実例では、町当局は、住民税の不納付欠損
処分の個人別資料の提出要求に応じざるを得ないとしている（昭和44年
20 12月10日地。自治行第91号北海道総務部長宛行政課長回答、乙10）

(2) は争う。

(3) は不知。

3 は争う。

(1) 2005（平成17年）1月14日の総務文教常任委員会における露木総
25 務部長の発言は、滞納情報について、個人情報保護条例9条2項4号の規定
に基づき滞納情報の利用手続がとられた場合の個人情報保護審査会の見解

について、露木総務部長の単なる私見を予想として述べたものにすぎない。
この発言は、法 98 条 1 項が同条 2 項 1 号の「法令等」に該当するかどうか
についての町当局の見解を述べたものではない。

- 5 (2) 答弁書第 4、6 に記載したとおり、特別委員会は、法 98 条 1 項の規定
により、湯河原町長に対し、町税の徴収に関する事務の書類として滞納者名
簿の閲覧を求めることができるから、同委員会による滞納情報の利用は、個
人情報保護条例 9 条 2 項 1 号の「法令等」に基づくものであって、原告が主
張する脱法行為との非難は当たらない。

以上